

○都市計画道路の変更（山口県決定）①

この度の都市計画の変更は図に示す3路線であり以下の2つに分類される。

- (1) 都市計画道路の見直し方針に基づき変更（廃止）を行う路線（2路線）
 - (2) 変更（廃止）を行う路線と交差する路線の交差点部の区域変更（1路線）
- (1) 廃止（変更）を行う路線
- ①竜王山西線、②大久保吉田地線の2路線
- ※竜王山西線について、廃止区間と改良済み区間が混在するが、都市計画道路の連続性を考慮し、一体的に廃止する。
- (2) 区域変更を行う路線
- ③新開作二軒屋線の1路線（市決定の本町小野田港線の廃止による交差点部の区域変更）

小野田地域



○都市計画道路の変更（山口県決定）②

埴生地域

- この度の都市計画の変更は図に示す3路線であり以下の2つに分類される。
- (1) 都市計画道路の見直し方針に基づき変更（廃止）を行う路線（2路線）
 - (2) 変更（廃止）を行う路線と交差する路線の交差部の区域変更（1路線）
- (1) 廃止（変更）を行う路線
 - ①竜王山西線、②大久保吉田地線の2路線
 - (2) 区域変更を行う路線
 - ③新開作二軒屋線の1路線

